公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による飯山都市計画事業新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業に係る下記の者に対する換地処分通知は、受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を下記のとおり公告する。

平成29年１月13日

飯山都市計画事業
新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業
施行者　飯山市
代表者　飯山市長　足立　正則

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　長野県飯山市大字飯山3004番地
氏名　小野澤　猛

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、飯山都市計画事業新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

（教示）

１　この通知について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に飯山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に飯山市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを長野県飯山市大字飯山字土橋812番地１の掲示板に掲示する。

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、愛媛県南予地方局に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成29年１月13日

愛媛県南予地方局長　佐伯登志男

記

農事組合法人御開山養豚協業組合
愛媛県北宇和郡鬼北町大字下大野3755番地
農事組合法人新生農園
愛媛県八幡浜市向灘1735番地の３
農事組合法人協和農園
愛媛県八幡浜市舌間２番耕地1285番地
農事組合法人愛媛農民連八西農民組合
愛媛県八幡浜市保内町宮内１番耕地677番地
農事組合法人大谷養蚕農事組合
愛媛県大洲市肱川町大谷2088番地
農事組合法人北平養蚕生産組合
愛媛県大洲市河辺町北平甲2058番地の12
農事組合法人植松養蚕生産組合
愛媛県大洲市河辺町山鳥坂己459番地
農事組合法人育伸会
愛媛県西予市宇和町山田甲３番地
農事組合法人片川飼料生産組合
愛媛県西予市野村町片川第１号212番地
農事組合法人下野養蚕協業組合
愛媛県西予市野村町野村12号４番地
農事組合法人下野養蚕生産組合
愛媛県西予市野村町冨下５号185番地
農事組合法人日本牧畜生産組合
愛媛県西予市野村町大字小屋３番耕地162番地2
農事組合法人茗ケ谷生産組合
愛媛県西予市野村町蔵良431番地
農事組合法人小田特産物生産組合
愛媛県喜多郡内子町寺村乙575番地第３
農事組合法人来第一養豚組合
愛媛県宇和島市宮下甲1073番地
農事組合法人三浦第一柑橘組合
愛媛県宇和島市和霊町1283番地
農事組合法人伊予新茸生産組合
愛媛県宇和島市吉田町沖村甲3299番地
農事組合法人一本松町花木生産組合
愛媛県南宇和郡愛南町広見2241番地の１

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
北海道河東郡音更町緑陽台南区二八番地七
あおば合同会社
清算人　長谷川哲夫

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
岩手県釜石市大字平田第二地割二五番地二
株式会社白燈台
代表清算人　関　薫

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
仙台市青葉区新川字佐手山五番地の九〇〇
特定非営利活動法人オリーブの木
清算人　木村　瞳子

解散公告

当社は、平成二十八年十一月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
秋田県山本郡三種大口字上の沢四一番地五
株式会社金子
代表清算人　金子　隆

解散公告

当社は、平成二十八年十一月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
北海道河東郡音更町緑陽台南区二八番地七
あおば合同会社
清算人　長谷川哲夫

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
岩手県釜石市大字平田第二地割二五番地二
株式会社白燈台
代表清算人　関　薫

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
仙台市青葉区新川字佐手山五番地の九〇〇
特定非営利活動法人オリーブの木
清算人　木村　瞳子

解散公告

当社は、平成二十八年十一月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
秋田県山本郡三種大口字上の沢四一番地五
株式会社金子
代表清算人　金子　隆

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
北海道河東郡音更町緑陽台南区二八番地七
あおば合同会社
清算人　長谷川哲夫

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
岩手県釜石市大字平田第二地割二五番地二
株式会社白燈台
代表清算人　関　薫

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
山形県寒河江市中央工業団地一五一二
株式会社サクセス
代表清算人　武田　芳人

解散公告

当社は、平成二十八年十二月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
埼玉県川口市宮町七番一七号
ＹＳＫ株式会社
代表清算人　大畑　佑介

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
埼玉県さいたま市浦和区領家三丁目一四番一二号
有限会社アノードテクノロジー
清算人　齊藤　好孝

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十三日
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町二六四
有限会社イイダテンキ
清算人　飯田　正子